

渋川市小水道事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。
- (3) 小水道事業者 小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 給水区域 事業計画において定める給水区域をいう。
- (5) 給水人口 事業計画において定める給水人口をいう。
- (6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)をいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するもの(本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。)をいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (8) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施

設、送水施設及び配水施設(専用小水道又は専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(事業の許可)

第3条 給水人口50人以上の小水道事業を經營しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(經營許可の申請)

第4条 前条の許可(以下「經營許可」という。)を受けようとする者は、小水道事業經營許可申請書(様式第1号)に事業計画書、工事設計書その他給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小水道事業の經營を必要とする理由及び小水道施設の概要
- (2) 給水区域及び給水人口
- (3) 給水開始の予定年月日
- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
- (5) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図

3 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (4) 浄水方法
- (5) 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
- (6) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (7) 主要な小水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図及び断面図
- (8) 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

4 前項第3号の水質試験の結果は、原水について水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表(以下「基準の表」という)の上欄に掲げる事項(同表20の項から30の項までの事項を除く。)に関し行った試験の

結果をいう。

(許可の基準)

第5条 市長は、経営許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合でなければ、当該経営許可をしてはならない。

- (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が确实かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業及び他の小水道事業の給水区域と重複しないこと
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

(許可の期限及び条件)

第6条 市長は、経営許可をする場合には、これに必要な期限又は条件を付することができる。

- 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該小水道事業の確実な遂行を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該経営許可を受けようとする者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(変更の許可)

第7条 第3条の許可を受けた小水道事業者は、給水区域、給水人口、水源の種類若しくは取水地点又は浄水方法を変更しようとするときは、小水道事業変更許可申請書(様式第2号)により市長の許可を受けなければならない。

- 2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

- 3 第3条の許可を受けた小水道事業者は、住所若しくは氏名(法人及び組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)又は小水道事業の名称を変更するときは、第1項の規定により市長の許可を受ける場合を除き、小水道事業変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(給水開始前の届出)

第8条 第3条の許可を受けた小水道事業者は、当該小水道施設を利用して給水を開始しようとするときは、小水道給水開始届(様式第4号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により給水開始の届出を行おうとする小水道事業者は、当該小水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる

る場所において、基準の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査の結果を添付して行わなければならない。

3 前項の検査の方法は、水質基準に関する省令に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）によって行うものとする。

（届出）

第9条 給水人口50人未満の小水道事業を開始した者は、当該開始の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、当該設置の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、様式第5号によるものとし、次の書類及び図面を添付して行うものとする。

（1） 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面

（2） 原水について、基準の表の上欄に掲げる事項（同表20の項から30の項までの事項を除く。）に関する検査の結果を明らかにする書類

（3） 給水栓における水について、基準の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類

4 第1項又は第2項の規定による届け出をした者がその届け出た事項を変更したときは、様式第6号に、前項各号に定める書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。

（休止及び廃止）

第10条 第3条の許可を受けた小水道事業者は、給水を開始した後においては、市長の許可を受けなければ、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 前項の規定により休止又は廃止の許可を受けようとする小水道事業者は、小水道事業休止・廃止許可申請書（様式第7号）に休止又は廃止をする区域を明らかにする図面を添えて、当該事業の休止又は廃止をしようとする日の1か月前までに、市長に提出しなければならない。

3 給水人口50人未満の小水道事業者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときはすみやかに市長に届け出なければならない。

4 専用小水道又は専用自家水道の設置者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5 前2項の規定による届出は、様式第8号により行うものとする。

(給水義務)

第11条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(水質検査)

第12条 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者(以下これらを「小水道事業者等」という。)は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 前項の規定により行う定期の水質検査は次のとおりとする。

(1) 基準の表中1の項及び2の項の上欄に掲げる事項についてはおおむね1か月ごとに1回行うものとする。

(2) 基準の表中3の項から51の項については1年以内ごとに1回行うものとする。ただし、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であつて過去三年間における当該事項についての検査の結果が全て当該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果が全て基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

(3) 前号の他に基準の表中38の項及び46から51の項の上欄に掲げる事項については1年以内ごとに1回行うものとする。

3 第1項の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が基準値に適合しないおそれがあるとき、その他市長が特に必要と認める場合に、基準の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。

4 小水道事業者等は、前2項に定めるほか、当該小水道により供給される水について、毎日1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

5 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を記載した書類を当該水質検査を行った日から起算して6年間保存しなければならない。

6 第8条第3項の規定は、第2項又は第3項に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

(消毒管理)

第13条 小水道事業者等は、小水道の管理について、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒その他衛生上必要な措置は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上を保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

3 前項に定めるもののほか、小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じなければならない。

4 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系感染症が流行し、又は流行のおそれがあるときは、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用いて滅菌し、給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上を保持するように消毒しなければならない。

- (1) 液体塩素
- (2) さらし粉
- (3) 次亜塩素酸ソーダ
- (4) 塩素ガス

(水源地等の保護)

第14条 小水道事業者等は、水源地、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内においては、常に清潔を保持しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又はその職員に小水道の工事現場、事務所若しくは小水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、その職員は、身分を明らかにする身分証明書（様式第9号）を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善の指示、給水停止命令等）

第16条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、当該小水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

3 市長は、経営許可をした者が正当な理由がないのに、当該経営許可をした日の翌日から起算して6か月以内に工事に着手せず、又は工事完成の予定期日の翌日から起算して3か月以内に工事を完了しなかったときは、当該経営許可を取り消すことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に群馬県小水道条例（昭和33年群馬県条例第67号）の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後に新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

小水道事業経営許可申請書

年 月 日

（宛先） 渋川市長

小水道事業所所在地

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名）

電話番号

渋川市小水道事務要綱第4条第1項の規定により、小水道事業の経営の許可を受けたいので次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
事業経営区域	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事設計書
- 3 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

様式第 2 号 (第 7 条関係)

小水道事業変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 渋川市長

小水道事業所所在地

住 所

氏 名

(法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名)

電話番号

渋川市小水道事務要綱第 7 条第 1 項の規定により、小水道事業の変更の許可を受けたい
ので次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
変 更 事 項	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事設計書
- 3 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

様式第3号（第7条関係）

小水道事業変更届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

小水道事業所所在地

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名）

電話番号

渋川市小水道事務要綱第7条第3項の規定により、小水道事業の変更をしますので次の
とおり届け出ます。

小水道事業の名称	
変 更 事 項	

様式第4号（第8条関係）

小水道給水開始届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可された小水道の給水を開始しますので、渋川市小水道事務要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小水道事業の名称	
給水開始年月日	
給水区域	
給水人口	
水質検査の結果	別添のとおり

様式第5号（第9条関係）

小水道事業開始届
専用小水道・専用自家水道設置

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名並びに代表者の氏名）

電話番号

次のとおり 小水道事業 を 開始 したので、渋川市小水道事務専用小水道・専用自家水道 設置

要綱第9条第3項の規定により届け出ます。

小水道名	小水道別	設置者住所氏名
設置年月日	設置事務所所在地	
給 水 場 所		
給 水 対 象 人 員		
給 水 量	1日平均	1/人 m ³ /日
	1日最大	1/人 m ³ /日
水源の種別及び水量の概算		1/秒 m ³ /日
取 水 地 点		
浄 水 方 法		
給 水 開 始 年 月 日		
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額		
変 更 年 月 日		
工 事 関 係	設 計 者	
	施 工 業 者	
	着 工 年 月 日	
	竣 工 年 月 日	
工 事 費 総 額		
滅 菌 設 備	型式	容量 基数

添付書類

- 1 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面
- 2 水質検査の結果を明らかにする書類

別記様式第6号（第9条関係）

小水道事業
専用小水道・専用自家水道 変更届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地及び名並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり 小水道事業
専用小水道・専用自家水道 を変更したので、渋川市小水道事務要綱

第9条第4項の規定により届け出ます。

小水道名	小水道別	設置者住所氏名
設置年月日	設置事務所所在地	
給 水 場 所		
給 水 対 象 人 員		
給 水 量	1日平均	1 / 人 m ³ / 日
	1日最大	1 / 人 m ³ / 日
水源の種別及び水量の概算		1 / 秒 m ³ / 日
取 水 地 点		
浄 水 方 法		
給 水 開 始 年 月 日		
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額		
変 更 年 月 日		
工 事 関 係	設 計 者	
	施 工 業 者	
	着 工 年 月 日	
	竣 工 年 月 日	
	工 事 費 総 額	
滅 菌 設 備	型式	容量 基数

添付書類

- 1 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面
 - 2 水質検査の結果を明らかにする書類
- 注 上表中小水道名、小水道別、設置者住所氏名、設置年月日、設置事務所所在地及び変更年月日のほか、変更事項に係る項目のみを記入すること。

様式第7号（第10条関係）

小水道事業休止・廃止許可申請書

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可された小水道事業を休止・廃止した
いので、渋川市小水道事務要綱第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
廃止しようとする年月日	年 月 日
休止しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止又は廃止の区域の 戸数及び人口	
休止又は廃止の理由	

添付書類 休止又は廃止する区域を明らかにする図面

様式第8号（第10条関係）

小 水 道 事 業
専用小水道・専用自家水道 休止・廃止届

年 月 日

（宛先） 渋川市長

住 所

氏 名

（法人又は組合にあっては主たる事務
所の所在地及び名並びに代表者の氏名）
電話番号

次のとおり 小 水 道 事 業 を 休止
専用小水道・専用自家水道 廃止 したので、渋川市小水道事務要

綱第10条第5項の規定により届け出ます。

小 水 道 名	
休 止 又 は 廃 止 の 別	
休止又は廃止した年月日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日～ 年 月 日
休止又は廃止した 小水道施設により、 居住又は飲用に必要 な供給を受けた者の数	
休止又は廃止の理由	

様式第9号（第15条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 職 氏 名	
<p>この者は、渋川市小水道事務要綱第15条第2項の規定により、小水道の工事現場、事務所又は小水道施設のある場所に立ち入って検査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
渋川市長	
印	

（裏）

<p>1 この証明書は、渋川市小水道事務要綱第15条第2項の規定により小水道の工事現場、事務所又は小水道施設のある場所の立入検査をする場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 この証明書は、関係者の請求があったときは提示しなければならない。</p> <p>3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 この証明書を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
--